

議案第 1 3 2 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成 2 4 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 5
1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章の 2 生活環境影響調査結果の縦覧等（第 4 1 条の 2 ～第 4 1 条の
6）」

を

「第 5 章の 2 市が設置する一般廃棄物処理施設
第 1 節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第 4 1 条の 2 ～第 4 1 条の 6）
第 2 節 技術管理者の資格（第 4 1 条の 7）」

に改める。

第 5 章の 2 の章名を次のように改める。

第 5 章の 2 市が設置する一般廃棄物処理施設

第 5 章の 2 中第 4 1 条の 2 の前に次の節名を付する。

第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等

第5章の2第1節の次に次の1節を加える。

第2節 技術管理者の資格

第41条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校の土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため、この条例を制定するものである。